○議長(武石善治) 次に、4番 石川富三君の発言を許します。4番 石川 君。

(4番 石川富三議員 一般質問席登壇)

〇4番(石川富三) 議長の許しが出ましたので、先に通告してありました件についてお聞きしたいのでよろしくお願いいたします。

最初に、集落営農組合の将来展望は、また、農家展望もあわせてお願いしたいと思います。

ある雑誌に東京大学大学院の先生はこんな話をしております。集落営農は、いわば日本農業の最後の砦である。本気で農地を守る気があれば一定水準の水田を継続していく必要があると言っているが、しかし、その反面、財政逼迫のため大規模な支援は今後はないかもしれないと言っている。現在我が村には10の集落営農組合と1法人、数名の認定農業者が頑張っているが、法人組合、認定農業者はさておき、10の営農組合組織がいまだに任意のままの組織体であるが、設立当時の目標というべき法人化組織には程遠いような感じである。村長はまたはJA、すなわち農協もそうであるが、村として今後どのように指導していくのか、将来展望をお聞きしたいのがまず1つでございます。

また、農家展望もお聞きしたいと思います。先月、秋田農政事務所は昨年度、すなわち平成20年度の生産費をまとめ発表しましたが、10アール当たりの基本日数とか地代全額含めての全算入生産費でありますが、10アール当たり 13万8,267円。60キロ当たりで1万4,403円で、前年と比較して、つまり19年と比較してであります。10アール当たりで4.2パーセント、金額にして5,546円、60キロにしましても89円それぞれ増加。米価低迷の一方でコストが増えていると発表しました。が、今年は農家が農協に出荷した米価は20年度と同じで、今年は肥料等の資材が増加し、農家経済も大変こととなりました。世の中不景気の時代ですが、特に本村においては、農家の景気が良くならなければ村の景気も良くならないと言っても過言ではないかと思われますが、村長は農家の将来展望をどのように考えているか、あわせてお尋ねしたいと思います。

〇議長(武石善治) 村長。

(小林宏晨村長 登壇)

○村長(小林宏晨) 今の憂慮される状況は、石川議員と私は本質的に違っておらないという現実がございます。釈迦に説法でございますけれども、集落営農組織につきましては平成18年度に設立されておりまして、任意組織の場合、設立から5年以内に法人化する計画でスタートされております。これは皆様ご存知のとおりでございます。

集落営農の組織化につきましては、目標、規模拡大による低コスト化を図り、 集落皆で地域の農業を守りながら、米価下落による農業収入の減収を助成金、 品目横断的経営安定対策と、それから水田経営所得安定対策、そして品目横断 的経営安定対策から名称が変更されているのがこの水田経営所得安定対策であ りますが、これが補填されることから、農協で主導的に推進していただいたも のでございます。組織化の推進につきましては、農業生産法人組織育成対策奨 励金交付要綱によってこれまで奨励しております。

なお、今後とも国、県の指導のもと基幹産業である村の農業振興を図ってまいりますが、厳しい農業情勢に対応するためには、どうしても補助事業などに頼らざるえない状態になっていることは事実でございます。補助事業等の活用は、認定農業者、集落営農組合でないと対象にならないことになっております。このため、JAあきた北央集落営農組織連絡協議会等を通じて、組織の強化を図りながら地域農業の振興を努めてまいる所存でございます。

とは言いましても、付け加えますならば、これで皆さん安心していられるわけではございません。集落営農組織ができたとしても、耕作放棄地というのはどんどん増え続けているのが現状でございます。

そういう状況下において、集落営農組織を見てみますと、1法人だけが法人になっておりますけれども、それ以外の10組織はいつ法人化できるやら、その方向付けも見えない状態であります。ところが、これに対して村が積極的に産業課を通じてその法人化を支援すべきなのか、あるいは農協がこれをやるべきなのか、ここら辺のところも非常に難しい状況で、今の趨勢から言えば農協が、IAがこれを一手に引き受けてやっていくというのが現状でございます。

ですから、私といたしましては、JAと組織を密にしてすみ分けと協力を対象別に、これから1つ1つ行っていかなければならないのではないかと思っております。そういう点を勘案いたしまして、JA北央からは役員を招いて、この詰めをこれから行う予定をしているわけです。

以上でございます。

- 〇議長(武石善治) 4番 石川君。
- **○4番(石川富三)** ただいまの村長の答弁にもありますけれども、なるほど 法人化するには J A 主導、それから行政からもいくらかの助成金をいただきました。しかしながら、一向に進まないのが現状であります。

先月、私たち、山形県の庄内地方のある法人化といいますか、営農組織が立ち上がって、それを法人化にして会社制度にしたという所を視察しました。その中でやはり行政は、今はどこもおそらく財政は大変だろうということで、知人とか縁故関係を頼り、いろいろな人を頼って、東京の方、消費地を東京にターゲットを絞り、大都会に絞って、東京の方の会社にタイアップして販売するようなそういう会社を今立ち上げる途中だ。その中には行政にも入っていただいて、できるだけの援助をしていただく。そういう話で、8億の工場を建てて、

東京からは資本の半分は関係者からいただいて、そのかわりやはり会社組織ですので、責任を持って出資した人にも頑張っていただいている。そういう方式をとって今立ち上げようとして頑張っていた。地産地消は、目に見えてその近所だけで終わってしまうから、大都会をターゲットにしないとこれからは農家は生き残れない。私たちは農協を相手にしないんだという話で、大変感銘的な話を受けました。

村としては、そういう組織になれば、やはりできるだけの援助はしてくれるものかどうか、その点を1つお聞きしたいと思います。

〇議長(武石善治) 村長。

(小林宏晨村長 登壇)

○村長(小林宏晨) 今これから農協と仲良くすみ分けをし、また協力関係を維持しようとする時に、農協の悪口は言わないことにいたします。そういう意味で、しかし農協だけに頼るわけにもまいりませんので、私ども自身も売り先を選定しながら、実は道の駅の、まだまだ不十分でありますけれども、ネット販売を通じて米を売る、そして、私どもの知り合いを通じて直接米を売り出すことも現在構想中で、成功している部分もございますので、ぜひそういう点をご利用いただければと考えている状況でございます。

消費地に対しまして、この米をどのように売っていくか、これいろいろな方法がございますけれども、私どもは、まず佃煮屋をうまく見つけてですね、ここに1キロ程度の袋入りをなんとか、上小阿仁産としないで、あきたこまちという形で場所に置いてもらって売る方式を考えたいと思っておりましたけれども、秋田県産あきたこまちというと、これはいろいろな質を等級付ける検査が必要になります。それはあくまでもコストがありますので、それから逃れるためにどうするかということも今考え中でございまして、そういう形でその袋事体に印刷しないで、別の印刷物をもって売るような方式も考えたいと、いろいろ今検討中でございますので、そしてネット販売も行ってまいりたいと考えておりますので、この点がどの程度のものになるかただいま検討中でございます。

なにはともあれ、会社が進出してきて、そういう形で、いわば農協を上回るような形の魅力的な提案をすることが可能であれば、ぜひ私どもも積極的に支援をしたいと、そういうふうに考えている状況でございます。いろいろな補助体制というものもございますので、上手にこれを利用しながら、できるだけこの上小阿仁ブランドの米を外に向けていくことができればと考えている状況でございます。

以上です。

○議長(武石善治) 4番 石川君。

○4番(石川富三) 村長の言うとおり、やはり農協の悪口はここでは言いた

くはありませんけれども、やはり今ブランド化、それは上小阿仁産を銘打ったブランド化にしたらどうかと。なぜなら13年度に日本で3カ所の安心推進米という当地でありますので、ぜひ上小阿仁産をPRしてネット販売など多くやっていきたいと、そういうような力の入れ方をしてもらいたいと思います。

次に、所得補償制度と飼料米、米粉用稲作についてお尋ねしたいと思います。 所得補償制度と飼料米、それから米粉用稲作についてですけれども、来年度からスタートするわけでありますけれども、その所得補償方式の基本が定かでなく、農家は来年度の作付けの計画を立てるにも立てられない不安な気持ちを持つのが現在の心境であります。この3月ころに、このたびおそらく村長、副村長、担当課の産業課長もご存知と思いますが、秋田県の大潟村を赤松農林大臣が視察して、減反に協力しないでペナルティーを科する場合は、秋田県の農家にはその所得補償の対象にはしないというような発言がありましたけれども、その点について村長の感想を、最初に1つ聞きたいと思います。

〇議長(武石善治) 村長。

(小林宏晨村長 登壇)

○村長(小林宏晨) 事態があまりにも流動的であるので確定的なことは申し上げることはできませんので、事態の流動的な部分だけ、いわば現在がどういう状況であるかについてのみ説明申し上げます。

来年度の事業につきましては、新政権になってから各省庁からの情報提供を制限されているため、県の段階で公表できる状態にないというのが現状であります。今ある情報についても事業仕分けが終わりましたけれども、財務省の予算査定に入った段階でどのようになるか予想がつかない状況でもあります。もしかすると事業仕分けによって落とされたものも、場合によっては復活するかもしれない状況においては、確定的なことをお話することはできないということがまず原則であります。それでもなお今の状況について、いわば記述的に申し上げますと以下のようになろうと思います。

正直に言うなら結論から申しますとこの制度は、所得補償制度というのは、 まだ十分に煮詰まっていないというのが現状であります。ともあれ、推定可能 な部分はございます。それはなにか。それは第1に生産調整、つまり減反、今 まで行われてきた減反、これはこれまでどおり私は行われるだろうと推定して おります。

しかし、この生産調整に協力的でない農家に対してこれからどのような扱いをするかについては、必ずしも明らかではございません。農水大臣は、秋田県が生産調整に協力的でない農家にペナルティーを科せば、秋田県全体を所得補償からはずすと言っておられるようであります。ましてや、これは、農水大臣は一定の情報に基づいて言っていることですから、これは仮定用法で言ってい

るわけで、だから確定的なことは彼も言っていないというふうに私は理解しております。しかし、このペナルティーが何を意味するかも、必ずしも明らかになっておりません。とりわけ、問題は大潟村でございますが、これまで協力的である農民側も協力的でなかった農民側も一致して生産調整に協力することになったとしても、これまでの実績をどのように評価すべきかの問題の解決がなされておりません。

しかも、これまで協力的でなかった農民側にも言い分がございます。借金をしてまで入植した農民に、国が政策を変更して生産調整を強いたのでこれに協力できないと主張することも、あながち不当とも言いない部分もあるわけであります。この意味からしても問題があまりにも複雑でありますので、非協力的な農民にもペナルティーを科してはならない、科したら県全体に所得補償対象、県全体を所得補償対象から外す、と一方的に宣言しても問題は解決いたしません。これは農水省もよく分かっているはずであります。そもそも生産調整、つまり減反とは、作らないことのために奨励金を出すシステムであって、大いなる矛盾そのものが現在まで続けられてきていること、これも事実であります。これが、なかんずく耕作放棄地の元凶となっているのも事実でございます。

何はともあれ、ペナルティー、この意味は不明でございますけれども、ペナルティーも科せずに生産調整を行うことが可能であればと願うしか現在は方法がございません。

さて、飼料米、米粉用稲作でございますけれども、これについては売り先がはっきりしている場合にのみ成功の可能性があるのかどうなのか、ここの部分がまだはっきりしておりません。……質問の前に答えを出したような形ですが、その後のところは、また後で申し上げます。

〇議長(武石善治) 石川議員にお願いします。全部まとめて質問してください。

4番 石川君。

○4番(石川富三) 私の方の不手際で、まとめないでやったので、今、村長が先に答弁いただいたような感じになったけれども、米粉用稲作の作付けでございますけれども、今月の2日に東京で県選出の国会議員たちと懇談したわけですけれども、その時、米粉用はたくさん植えて下さい、けれども売り先を決めていないと植えてはならない。そうすると何か絵に描いた餅でないかと、私そう言いましたら、それはなるほどそうですけれども、今集落営農もあるし法人化もあるし、そこで米粉用の機械を買ってそこで販売したらどうかという話もされましたけれども、なかなかそれまで、やはり到達し得ない状態ではないかなと思いますけれども、上小阿仁でも10の集落営農組織の他に農業者がたくさんあるわけで、村でも1つのある組織体でもいいから委託のような感じでも

米粉用の機械を買うのに補助して、やはり奨励したらどうかと、そう思いますけれども、所得補償するということで、作付けすれば高額な所得補償、大豆よりは確かにいい補償になります。だけれども今、上小阿仁の大豆は、悪く言えば雪の下大豆と言って、ほとんど収穫できない大豆で、だけれども米粉用は作付けすることによって今持っている機械も皆活用できるし、だからそういう機械でも買って村内をまとめて作付けしたら、そういう方向に持っていったらどうかなと、そういう話もいただきましたので、その点と、もし機械を買うとしたら、やはり村の方で援助してくれるものか、その点1つお聞きします。

〇議長(武石善治) 村長。

(小林宏晨村長 登壇)

〇村長(小林宏晨) 今、ご説明の途中で中断しましたけれども、売り先がしっかりしていなけりゃならんということは、これはまだ変えていないような状態でありますので、私の感じでは、売り先を外にひたすら 100 パーセント求めるよりも、一部この上小阿仁村で使えるようなものを対象にすることが可能かどうかという問題もあると思います。

第1に、現在我が村には相当数の比内鶏が飼われている部分がありますので、その何パーセントかをこれでやることが、これを供給することが可能であるかどうかも考えて、そして残りの部分を外に出すようなことになるとして、その前提が機械を買い求めることが前提であるとするならば、村も場合によっては、もちろんコスト計算はしなければなりませんけれども、何パーセントかのあれを村が持って行うということも不可能ではないのではないかと。具体的なことの提案が必要でありますけれども、皆でこれにJAが参画してやることがいいことであるかどうかも、JAともやはり相談しながらこの検討をしてまいりたい考えております。

次に、小規模農家も、認定農家4へクタール以上も、集落営農農家20へクタール以上、これも平等に、この所得補償制度については一定の基準に従って所得補償が行われることになると思われます。例えば、10アール当たり1万5,000円とかという噂も流れておりますけれども、確定的なことは分かりません。この方式が将来、所得補償方式、制度というものが、将来農業経営者全体に資するものであるか否かは定かではございません。と申しますのは、小規模農家も認定農家も集落営農農家も、全部これが対象になるということでありますから、これから効率のいい農業経営をすることに一致するかどうか、これは所得補償そのものが目的である場合には別に効率のいい生産方式がどうのこうのという問題ではないので、将来の全体の発展に資するかどうか、これは非常に疑問があるところであります。

結論から申し上げますと、我々はこのようなことに一喜一憂せずに、単なる

原料供給に甘んずることなく、可能な限り加工度を高め、商品の領域、食品の領域でもブランド化に進むことがやはり必要と考えます。

さて、懸案事項である、こういう意味で村とJAとのすみ分け及び協力関係をどのように形成していくか、繰り返しになりますが、この問題についてはJAの責任者と具体的に詰めを行っていこうと考えている次第でございます。詰めは行ったとしても、村の責任を回避することにはもちろんなりません。

以上でございます。

○議長(武石善治) 4番さん、お願いします。ここの2のところの所得補償制度の問題で、3つに区分しておりますので、再質問はないということでご理解願いたいと思います。それで、分けてやっておりますので、そこを気をつけてお願いしたいと思います。最後の質問になると思います。

4番 石川君。

〇4番(石川富三) ただいま議長から注意を与えられました。何か村長が先に答弁しておかしくなったような感じですが、全く今議長からおっしゃられたとおり、もう1つ質問ありますので、これ1つだけお願いします。

今の所得補償方式ですけれども、その中に調整水田、結局何も植えない田んぼですけれども、その補償制度はどのような制度か、何も補償対象にならない、対象外だという話がありますけれども、まるっきり植えない、したけれどもなにかしら所得補償にかみ合わないような気がしますけれども、村長の考えていることを、調整水田はどうしてならないのか、国では対象外ということのようですけれども、何か所得補償方式となじまないような感じは、協力しても補償ならないということですので、そこらあたりお聞かせ願えればと思います。

〇議長(武石善治) 村長。

(小林宏晨村長 登壇)

○村長(小林宏晨) これに対する情報というのは、おそらく石川議員と私どもはほとんど変わらないというふうに思います。ただ、しかし農業を行う人の哲学としては、これは非常によくない制度であると。つまり、最初のうちは植えないことに対して補助金が出ましたけれども、植えないことに対して補助金さえ出さない。しかし、出来るだけ植えないようにしようということですから、私はこういう場合にどういう対策をとるべきか、やはり耕作放棄地をできるだけ少なくするという意味からいったならば、村はどういう支援をすべきであって、個々の人はどのような対応をとるべきか、これはやはり状況をみながら詰めていかなけりゃならないことであろうと思います。

しかし、これは来年度の予算も逼迫していることでありますから、どういう 形で、予備費の形でそれをやるか、あるいは、まだはっきり具体化は分かりま せんけれども、これには対応していかなければならないものだと私どもは感じ ております。農協とも相談しながら、ここの部分はどういう意味なのか、現在、付き合わせる必要があろうと考えております。 以上です。

- O議長(武石善治) 4番 石川君。
- **〇4番(石川富三)** 最後にいろいろ不手際がありましたことをおわびしながら終わりたいと思います。どうもありがとうございました。
- 〇議長(武石善治) これで一般質問を終わります。